平成２１年（フ）第１２７３３号
兵庫県神戸市北区有野台２丁目９－３－10－503
債務者　坂口　真澄
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７３５号
三重県三重郡川越町大字豊田53－１
債務者　清水　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７３６号
三重県三重郡川越町大字豊田53－１
債務者　清水　弥生（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７３８号
神奈川県平塚市袖ケ浜11－３－504
債務者　滝沢　健三
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７３９号
東京都墨田区太平１丁目２－10－402
債務者　古舘　哉江
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７４０号
神奈川県海老名市柏ケ谷608－61
債務者　大塚　敬子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７４２号
福島県田村市滝根町広瀬字下地内82
債務者　吉田　慶子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７４３号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目４－４－101
債務者　水田佳央里（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７４４号
神奈川県海老名市門沢橋３丁目20－６
債務者　戸田　恭子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７４５号
京都府八幡市男山石城１－B35－204
債務者　高野　梨佳
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７４９号
東京都東村山市富士見町１丁目８－８－102
債務者　田中　大起
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７５０号
神奈川県横浜市青葉区新石川２丁目13－19－308
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７５１号
埼玉県さいたま市岩槻区仲町２丁目４－５－203
債務者　井澤　　一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７５３号
東京都府中市寿町３丁目８－９
債務者　濱田　慶子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７５４号
栃木県佐野市堀米町352－１　ベルメゾンＡ202
債務者　石海　安紀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７５５号
東京都府中市新町２丁目26－27－302
債務者　櫻井ジョセピンこと　サクライ　ジョセピン　バオイ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部